

第 5 2 1 回（定例）福崎町議会会議録

令和 7 年 1 2 月 5 日（金）  
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 7 年 1 2 月 5 日、第 5 2 1 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	ま ち づ く り 課 長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 6 3 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第 6 4 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第 6 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 6 6 号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 6 7 号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 6 8 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 9 号 福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 0 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

- 例について
- 第 1 2 議案第 7 1 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 1 3 議案第 7 2 号 福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 1 4 議案第 7 3 号 福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 第 1 5 議案第 7 4 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
  - 第 1 6 議案第 7 5 号 令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
  - 第 1 7 議案第 7 6 号 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 第 1 8 議案第 7 7 号 令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 第 1 9 議案第 7 8 号 令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 第 2 0 議案第 7 9 号 令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
  - 第 2 1 議案第 8 0 号 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
  - 第 2 2 議案第 8 1 号 令和 7 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
  - 第 2 3 議案第 8 2 号 工事請負契約について（第 1 グラウンド夜間照明設備改修工事）
  - 第 2 4 議案第 8 3 号 工事請負契約の変更について（（南大貫）宮の池改修工事）

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 6 3 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第 6 4 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第 6 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 6 6 号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 6 7 号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 6 8 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 6 9 号 福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 0 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 1 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 7 2 号 福崎町 J R 福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 3 号 福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定

- める条例の制定について
- 第15 議案第74号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第16 議案第75号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第76号 令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第77号 令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第78号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第79号 令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第80号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第81号 令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第82号 工事請負契約について（第1グラウンド夜間照明設備改修工事）
- 第24 議案第83号 工事請負契約の変更について（（南大貫）宮の池改修工事）

#### 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第521回福崎町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日ごとに寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、議案第63号から議案第83号までの議案21件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。
- ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第521回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから第521回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
- 3番、牛尾雅一議員

10番、北山智恵議員  
以上の両議員にお願いいたします。

## 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
去る11月28日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんに配付しております日程表案のとおり、本日から12月22日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月22日までの18日間といたします。

## 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
9月26日の第520回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動については、配付の報告書のとおりです。  
また、例月出納検査、定期監査結果報告書及び陳情書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。  
次は、議案の上程及び議案説明であります。  
これより、議案第63号、人権擁護委員の推薦についてから、議案第83号、工事請負契約の変更について（(南大貫)宮の池改修工事）までの21件を議題といたします。  
これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は第521回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、ありがとうございます。

今年は、全国的に市町村合併20周年という節目を迎えた自治体が数多くありました。平成の大合併から20年という歳月が経過し、各自治体が、それぞれの地域の特徴を生かし新たな挑戦をしている姿に、私どもも刺激を受けているところです。そのような中で、福崎町は合併をしない選択をした町として、来年に町制施行70周年を迎えます。昭和の大合併により福崎町が誕生してから70年です。この長い道のりは、歴代の町長、議員、そして何よりも町民の皆様の郷土を愛する思いとたゆまぬ努力のたまものであります。改めて、これまでの町の発展にご尽力いただいた全ての方々に、感謝とお礼を申し上げます。来年の5月3日には記念式典を挙行しますので、ご臨席のほどよろしく申し上げます。

国会におきましては憲政史上初の女性の総理大臣が誕生しました。G7の中で女性のトップが誕生していない国が日本とアメリカの2か国だったと聞き、少し驚きましたが、世界を見渡すと女性の首相や大統領が誕生している国は、総じて元気があるように感じます。今、高市早苗首相は精力的に国際会議に参加をされています。ASEAN、トランプ大統領との首脳会談、APEC、さらにはG20に出席され、日本の国益と国際協調を両立させるために活発に行動されています。そのことが高市内閣の高い支持率につながっていると感じます。

そして、先般、物価高対策や防災・減災、国土強靱化などに重点を置いた

「『強い経済』を実現する総合経済対策」（21兆円規模の新たな経済対策）が発表されました。今国会で補正予算として審議されますが、これらの対策を福崎町においても最大限に活用して、持続可能なまちづくりを進めます。

さて、今、福崎町の財政状況は大変厳しい状況にあります。令和4年度から財政調整基金を取り崩すようになり、令和6年度までの3年間の取崩し額は6億6,000万円となっています。このため、議員の皆様のご理解とご協力を得ながら、令和8年度から始まる行政改革大綱と実施計画の見直し作業に取り組んでいます。

そのような中でも、神崎郡3町で進めている新ごみ処理施設、中播消防署の建て替え事業などは広域での約束ですので進めていかなければなりません。町事業でも重点施策として取り組んでいる町道福崎駅田原線、千束新町線は継続事業として整備を進める必要があります。また、町民の安全・安心を守るための川すそ雨水幹線工事も完成させなければなりません。これらを踏まえた上で、最重要課題として行政改革に取り組みます。

そして、もう一つの大きな課題は、少子高齢・人口減少です。しかし、この問題は簡単に解決できるとは思っていません。人口減少はある程度受け入れざるを得ません。けれども、魅力のある住みやすいまちづくりを進めることによって、人口減少をできるだけ緩やかにしていきたいと考えています。

そのほかにも様々な重要事業がありますが、必要性、優先度を見極めながら笑顔あふれる「活力と風格のある住みよいまち」を目指して、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和8年度採用職員採用試験（第2回）の第二次試験を10月31日に実施しました。一般行政職は6人が受験し2人が合格、保育教諭は1人が受験し1人が合格となりました。

会計年度任用職員の募集について、町広報紙、ホームページなどでお知らせしていますが、募集期間は12月8日から26日まで、試験日は1月9日です。

10月25日から行政懇談会を開始しています。およそ1年間かけて各自治会を回らせていただき、その会議録については、順次、議会事務局に備え付けていきますのでご覧ください。

選挙管理事務について、選挙人名簿の定時登録者数は、12月1日の基準日現在、男7,264人、女7,827人、計1万5,091人となり、前回9月の定時登録より36人の減となっています。

企画財政課です。

行政改革について、11月26日に第3回行政改革懇話会を開催しました。12月18日から1月16日にかけてパブリックコメントを実施します。

令和8年度当初予算編成について、11月10日に係長以上職員の出席の下、令和8年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を通知しました。

私からは、「大変厳しい財政状況がありますが、各課それぞれの重点事業について、交付金など財源の確保もしっかりと考えながら事業を進める」ように指示をしました。

税務課では、10月29日に第3回滞納整理対策委員会を開催し、上半期収納状況についての報告のほか、法的措置及び滞納処分について協議しました。

今後、年末に向けて町税滞納者を対象に、姫路県税事務所と合同で一斉催告を行います。これに対して何の反応も示されない方に対しては夜間電話催告を実施し、それでもなお連絡の取れなかった方などを対象に、適宜滞納処分を実施

することで滞納額の減少に努めます。

地域振興課です。

第50回福崎秋まつりを10月25日に開催しました。終盤は小雨模様となりましたが、ステージイベント、飲食・物販などの産業祭やオオサカマスターズ（Osaka Masters）と地元の和太鼓集団 和楽がコラボした演劇サーカスなどで盛り上がりました。また、遠野市からは副市長にお越しいただき、美味しいりんごをはじめとした特産品の販売もあり、約3,000人の来場者でにぎわいました。

クリスマスFukuランタンを、12月21日に辻川山公園で開催します。冬の澄み切った夜空にスカイランタン200個を一斉に舞い上げますので、幻想的なクリスマスの一夜になると思います。あわせて、クラウドファンディング型ふるさと納税を財源として完成したガジロウ3号機をお披露目します。

文珠荘の次期指定管理について、日帰り入浴を休止する形での再公募を11月25日から12月1日まで受け付け、2者から応募がありました。今後、指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を決定し、議会に提案します。

住民生活課です。

消防団非常呼集訓練を11月2日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

「第36回自然歩道を歩こう大会」を、11月23日に川西コースで実施しました。天候にも恵まれ、627人の参加があり、福崎町の自然を満喫していただくことができました。

12月1日から10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種キャンペーンを実施します。

12月26日から30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初式を来年1月11日にエルデホールで举行します。

福祉課です。

11月7日に開催した「老人グラウンド・ゴルフ大会」は、晴天の中34チーム、186人の参加があり、盛大に実施することができました。また、障がい者スポーツである「ボッチャ」の普及に取り組み、9月から3回のリーグ戦を行いました。10チーム、延べ158人の参加があり、11月29日に閉幕しました。障がいのある方もない方も共に汗を流し、理解を深め合うよい機会になりました。

12月3日から9日までは「障害者週間」で、障がいのある人への理解と共感を深め、社会参加を促進する期間です。障がい者施設の授産品紹介イベントなどを行います。今後も、誰もが個性を尊重し合える「共生社会」の実現を目指して、事業に取り組みます。

ほけん年金課では、健康づくりイベントを福崎秋まつりで実施し、食育スタンブラリーや体内成分バランス測定などを行いました。

11月9日に、今年度最後のまちぐるみ健診を実施しました。今年度は全体で2,577人が受診されました。

予防接種事業として、65歳以上の方と、60歳から64歳で心臓などに障がいのある方を対象に、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種を10月20日から実施しています。個人負担は、インフルエンザが1,500円、新型コロナが4,000円で、いずれの接種も町民税非課税世帯は無料としています。

また、中学3年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種費用の一部助

成も、引き続き実施しています。

農林振興課です。

10月20日、エルデホールにおいて神崎郡農業委員会協議会の研修が、約60名の参加の下、開催され、「所有者不明農地について」と「相続土地国庫帰属制度」について学びました。

土地所有者の負担軽減等を目的として、山崎地区の山林0.18平方キロメートルにおいて、リモートセンシング技術を活用した地籍調査業務を実施します。まちづくり課です。

道路橋梁事業では、順次進めている道路照明灯のLED化について、今年度、残る136灯を全てLED化するリース契約を締結しました。また、町道春日ふれあい線では、落石、崩壊の危険性がある法面の防災対策工事を、また、町道大貫山田線では通学路の歩道設置工事を引き続き進めます。

福崎駅へのアクセス強化では、町道千束新町線の用地交渉を進めています。また、町道福崎駅田原線及び町道千束新町線の一部区間において工事を実施します。

河川では、西谷川の堆積土砂の浚渫を実施しています。

都市計画では、引き続き地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の改定及び特別指定区域の見直しを進めています。また、前回の改定から約10年が経過した都市計画マスタープランの改定も進めています。

上下水道課です。

水道事業では、八反田水管橋耐震補強工事及び三ノ宮配水池送配水管更新工事を継続して実施しています。また、近接する町道西治長野線配水管の更新工事に着手し、災害に強いライフラインの構築を目指します。

工業用水道事業では、七種川水管橋更新工事を継続して実施しています。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事（その14）は、播但道福崎南ランプの東側付近で夜間工事が終了し、昼間工事にて施工しています。直谷第二雨水幹線は、本体工事が完了し、舗装本復旧工事に着手しています。

污水整備では、板坂地区の農業集落排水施設を公共下水道へ統合するため、「板坂地区下水道管布設工事」の入札を11月末に実施し、契約を締結しました。污水处理の効率化に向けて、工事を進めます。

学校教育課です。

GIGAスクール事業として、児童生徒の1人1台端末を、予備機を含む1,650台更新します。12月14、15日に各校に納品されます。より一層、一人一人に適した学習方法の構築など、有意義で効果的な使用を目指します。

中学校の体育館空調設備設置工事实施設計業務委託では、令和8年度の工事実施に向けて準備を進めています。

社会教育課では、人権・青少年健全育成フェスティバルを12月6日にエルデホールで開催します。

人権ポスターや標語の展示、小・中学生の主張・体験発表のほか、ゴスペル歌手の市岡裕子さんによる講演を予定しています。

エルデホールでは、12月21日、サックス侍「クリスマス ライブ」を開催します。

令和7年度の「二十歳のつどい」を、令和8年1月12日（成人の日）にエルデホールで開催します。

さて、今議会に提出します議案等につきましては、議案21件です。

議案第63号、人権擁護委員の推薦は、現委員の吉田和司氏の任期満了に伴い、

さらに同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

議案第64号、人権擁護委員の推薦は、現委員の大西典子氏の任期満了に伴い、新たに森下直哉氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

議案第65号、教育委員会委員の任命は、現委員の桑谷祐顕氏の任期満了に伴い、新たに寺河俊紀氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第66号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について及び議案第67号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、福崎町工業団地企業会館及び福崎町老人デイサービスセンターについて、それぞれ公の施設の指定管理者を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第69号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第70号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第71号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも人事院勧告に基づき、それぞれの条例を改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第72号、福崎町J R福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、福崎駅前東駐車場を廃止し、福崎駅前西駐車場を福崎町西駐車場に変更して使用料を変更する改正をしようとするものです。

議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、事業所等の設備及び運営の基準について、国が定める基準を基に条例を制定するものです。

議案第74号は、上位法令の改正などに伴うもので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をそれぞれ一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第75号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第81号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、令和7年度の各会計の補正予算で、主に人事異動、人事院勧告に伴う人件費の補正について、議会の議決を求めるものです。

議案第82号、工事請負契約について（第1グラウンド夜間照明設備改修工事）は、令和7年11月25日に一般競争入札を執行した結果、6,479万円を以て銭屋電機株式会社が落札したことにより、その請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

議案第83号は、令和7年6月に契約した（南大貫）宮の池改修工事において、673万5,366円を増額する変更契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

以上、人事案件が3件、条例制定が1件、条例改正が6件、補正予算が7件、契約案件が2件、その他2件の全21件となっています。

詳細説明は、副町長及び担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

- 日程第4 議案第63号 人権擁護委員の推薦について  
日程第5 議案第64号 人権擁護委員の推薦について  
日程第6 議案第65号 教育委員会委員の任命について

議長 日程第4、議案第63号、人権擁護委員の推薦についてから、日程第6、議案第65号、教育委員会委員の任命についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第63号及び議案第64号、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されます。委嘱にあたっては町長が町議会議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から町議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されています。委員の任期は3年であります。

議案第63号は、吉田和司氏を再推薦するため、また議案第64号は、現委員の大西典子氏が任期満了に伴い、勇退されますので、後任として森下直哉氏を推薦するため、それぞれ議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第63号の吉田和司氏について、ご説明申し上げます。

住所は、福崎町西田原1200番地14、生年月日は昭和34年5月31日、現在66歳であります。吉田氏の経歴等につきましては、議案第63号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴は左側上段に記載のとおりであります。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししております。

続きまして、議案第64号、森下直哉氏について、ご説明申し上げます。

住所は、福崎町西治1207番地、生年月日は昭和34年7月26日、現在66歳であります。

森下氏の経歴等につきましては、議案第64号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴は左側上段に記載のとおりであります。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししております。

吉田氏、森下氏の両氏は人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として必ず使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものでありますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第65号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は、教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。

委員の任期は4年であります。

現教育委員の桑谷祐顕氏が、令和7年12月24日で任期満了となります。

後任として、寺河俊紀氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

寺河氏の住所は、福崎町田口236番地、生年月日が昭和38年2月11日、現在62歳であります。

経歴等につきましては、議案第65号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴は、左側上段に記載のとおりであります。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には、教育委員としての抱負をお示ししております。

寺河氏は、人格が高潔で、教育及び文化に関し高い理解力をお持ちであります。抱負では、福崎町の子どもたちの「生きる力」を育む教育を支援したいと掲げられており、その実現に向けて取り組んでいただけるものと確信しておりますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第63号から議案第65号の提案説明とさせていただきます。

#### 日程第7 議案第66号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について

議 長 日程第7、議案第66号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 失礼します。議案第66号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

工業団地企業会館の指定管理者は、現在、工業団地協議会を指定し、令和8年3月31日までの指定管理に係る協定を締結しています。

本議案につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで5年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするもので、引き続き、工業団地協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、厳正かつ公平に候補者の選定を進めるため、指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の候補者について公募するか、または、公募によらず選定するかを決定いたします。公募によらず選定することとした場合は、提出された指定申請書を審査した上で、候補者の評価を行い、指定管理者の候補者を決定しているところでございます。

工業団地協議会につきましては、議案第66号資料6ページをお願いいたします。資料6ページの選定結果の4、選定理由、(2)施設の設置経緯に記載のとおり、企業会館は、昭和63年に建設されてから以後、協議会に管理を委託してまいりました。平成18年度からは、地方自治法の規定に基づく指定管理者として、引き続き20年間、当会館の指定管理者に指定しております。また、(1)条例選定基準に記載のとおり、福崎工業団地協議会は、企業会館が位置する福崎工業団地と福崎企業団地の立地企業で構成された地域に密着した団体であり、会館の性格、規模などから設置目的を果たすために適した団体でございます。

このようなことから、選定理由の始めに記載のとおり、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号に定められている公募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当すること、そして施設の設置経緯や今後の運営状況などを判断し、福崎工業団地協議会を候補者と選定いたしました。

次に、10月20日付の協議会からの申請書が1ページから4ページとなります。

2、3ページは事業計画書と役員名簿です。4ページには令和3年度からの実績と次期の収支計画表を記載しております。企業会館の管理運営に必要な経費につきましては、表中下段の企業会館運営費のところでありまして、その経費を、上段4行目の指定管理者委託料のところになりますが、福崎町と福崎工業

団地協議会がそれぞれ2分の1を負担することと定めており、その町負担分が指定管理料となります。

5ページの左面が、指定管理者選定委員会から町長への選定結果の具申、右面が福崎工業団地協議会への指定申請に対する審査結果の通知書でございます。内容につきましては、6ページをお願いします。

3の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4の選定理由の(1)、(2)はさきに説明しておりますので、(3)の次期指定期間の運営状況につきましては、指定申請書収支計画書に沿って運営されており、令和3年度から令和5年度までの3年間は、予算の188万4,000円の範囲内で、令和6年度からは物価高騰等の影響に伴う負担増については、各経費を削減しながら運営している状況でございます。

次期指定期間の収支計画においては、5年間の実績と人件費の上昇、物価高騰分を加味して、各年度の指定管理料を208万円とする計画となっております。これまでと同様の維持管理ができるものと考えています。

7ページからは、指定管理者の指定に係る協定書でございます。第3条の指定管理の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。第4条の指定管理料は、各年度ごとに208万円としています。その他の条文につきましては、前回の協定書と大きな変更点はありません。ご確認ください。

なお、10ページに記載のとおり、この協定書は、本議会で議決をいただいた後、本協定とするものでございます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第 8 議案第 6 7 号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議 長 日程第8、議案第67号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、議長は除斥となりますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

◇

副 議 長 会議を再開いたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第67号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、第1老人デイサービスセンター及び第2老人デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人福崎町社会福祉協議会を指定しようとするものです。

指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

議案第67号資料の1ページからが福崎町社会福祉協議会からの指定申請書になります。資料の3ページをご覧ください。

福崎町社会福祉協議会の事業計画書になります。

事業計画1の1、管理運営方針については、5行目で、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、今後もこれまでの経験を最大限に発揮し、管理運営を行います。右側の2ページ、5番の職員の配置状況については、介護保険事業に規定される管理者、生活相談員、看護職員、介護員等で、現在は職員の欠員はございません。

1週間のうち6日開設しておりますので、職員の有給休暇対応等といたしまして、非常勤職員など必要な人員を登録しております。

次に、4ページをご覧ください。

左側の6、危機管理対応の(3)感染症対策として、感染症の予防や蔓延防止対策などの研修を定期的に行うこととしております。

次に、6ページをご覧ください。

左側の1、福崎町が実施しようとする事業等への協力では、②の災害発生時の避難所としての施設提供では、災害発生時に避難所として必要となった際には、福祉避難所等に施設を提供しますとあります。

次に、7ページをご覧ください。

令和3年度からの収支実績でございます。介護保険事業では令和2年に発生した世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、介護施設の運営は非常に厳しいものになりました。福崎町第1、第2デイサービス事業につきましても例外ではなく、令和3年までの複数回にわたる緊急事態宣言や、令和5年の第5類移行までの間、利用者の利用控えや、以降の利用者の戻りの鈍化などで大きなマイナス収支が続いております。

次に、8ページをご覧ください。

令和8年度以降、5年間の収支計画書でございます。介護保険事業につきましては、先ほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症のダメージから脱却すべく、施設の利用のPRなどを行い、また、人口動態では、いわゆる団塊の世代の方々が75歳を超え、徐々に介護が必要となる人の増加を見据え、法人総合の項目と介護事業等の項目についてはおおむねプラスの収支見込みの計画が提出されております。

万が一、収支がマイナスになった場合におきましても、指定管理料につきましては福崎町は支出はいたしません。社会福祉協議会が保有する基金で対応をしていきます。

次に、10ページをご覧ください。

指定管理者候補者の選定結果でございます。4番の選定理由ですが、公募によらない選定基準に該当することに加え、施設の設置経緯及び今後の運営状況を勘案し、候補者に決定をいたしました。

選定基準、設置経緯は記載のとおりで、町内2か所の老人デイサービスセンターを福崎町と一体となって地域に密着した介護保険事業及び介護予防事業を展開するとともに、採算が取りにくく民間事業所の参入が難しい障がい福祉サービスも行っており、障がい者福祉の拡充にも積極的に取り組んでいます。

次期指定期間の運営状況につきましては、ここ5年間の収支は赤字となっている年度もあり、基金を取り崩している状況が続いてはいますが、次期期間の収支計画においては単年度の営業利益を黒字とし、今後も地域に密着したサービスの向上、従業員の処遇の改善に努めるなどの事業展開を実施することと、加えて、法人は十分な基金も保有しておることから、安定した施設運営が期待できるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

指定に係る協定書になります。

第4条の指定管理料は、従前と同様に支払わないものとしております。

次に、12ページをご覧ください。

右側の真ん中になります、第15条では、引き続き衛生管理に感染症対策も入れております。その他の内容につきましては、前回の協定書とほぼ同じ内容となっております。

なお、この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。

以上で議案第67号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

副 議 長 竹本議長の入場を求めます。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第 9 議案第68号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第69号 福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第70号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第71号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第9、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第71号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総 務 課 長 議案第68号から71号までの4議案は、令和7年8月の人事院勧告に係るものでございます。

人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第70号説明資料の10ページにお示しをしておりますので、ご覧ください。

今年の人事院勧告は、月例給、ボーナス（期末・勤勉手当）とも増額の勧告となりました。

福崎町では国の人事院勧告にならい、月例給は公務員給与と民間給与との格差3.62%を解消するため、初任給を高卒で約6.5%（金額では、1万2,300円）、大卒では約5.5%（金額では1万2,000円）引き上げるなど、行政職給料表を引上げ改正するものです。

2つ目には、ボーナス（期末・勤勉手当）の引上げです。0.05月分の引上げとなり、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分されます。

これらの勧告を踏まえて条例改正しようとするものであります。

まず、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例に

ついてです。

議案第68号説明資料をお開きください。新旧対照表になります。

上段は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）です。

期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05月分引き上げ、100分の227.5を100分の232.5としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

下段は第2条関係です。

これは令和8年度以降の期末手当で、6月、12月とも同率に改正するもので、条例第4条第2項の表中、6月1日及び12月1日の基準日に関して6か月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を100分の230としますほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。この改正は、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第69号、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

先ほどの議案第68号、特別職の条例改正と全く同様の改正内容であります。

なお、これら2つの条例改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は4.55月分から4.60月分となります。

続きまして、議案第70号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

議案第70号説明資料1ページをご覧ください。新旧対照表です。

第1条関係です。

条例第27条第2項の改正は期末手当の改正で、12月支給の期末手当を0.025月分引き上げ、100分の127.5に改めるものです。

条例第28条第2項第1号の改正は勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.025月分引き上げ、100分の107.5に改めるものです。

別表第1（第7条関係）は行政職給料表を改めるもので、民間における初任給の動向や採用市場での競争力向上のため、若年層に特に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る形で引上げ改定しています。

この改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

6ページをご覧ください。第2条関係です。

第27条は期末手当の改正で、6月、12月期末手当を、どちらも100分の126.25にするものです。

第28条は勤勉手当の改正で、6月、12月勤勉手当を、どちらも100分の106.25にするものです。

これにより6月、12月とも同率となり、期末勤勉手当合わせて支給月数は合計で4.65月分です。

第2条の改正は令和8年4月1日から施行します。

8ページは、先ほど説明いたしました期末手当及び勤勉手当の改正を職種ごとに分かりやすく表にしたものになります。

9ページは、令和8年度からのものになります。

続きまして、議案第71号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

会計年度任用職員の給料は、一般職の職員の給与に関する条例の給料表の1級

2級をそのまま利用していますので、今回の人事院勧告を受け改正するものです。  
この改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。  
以上、議案第68号から71号の説明とさせていただきます。  
なお、これら、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、議員、町職員合わせて年間で約5,156万9,000円の増額となります。

4議案ともご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 議案第72号 福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第13、議案第72号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 失礼します。議案第72号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

福崎駅前駐車場については、福崎高校の南側に福崎駅前西駐車場、町道福崎駅田原線と町道馬田山崎線の交差点南側に福崎駅前東駐車場、合計2か所の駐車場がございます。資料2ページに参考として位置図を添付させていただいております。

そのうちの福崎駅前東駐車場につきましては、町道福崎駅田原線の事業用地にあたっておまして、令和7年度においては国庫補助の内示状況から工事の実施を見合わせることにしていましたが、町道福崎駅田原線と関連する町道千束新町線で計上していた工事費、用地費、補償費のうち、用地費、補償費について担当が鋭意、事業にご協力いただくよう地権者の方に説明をしておりますが、今年度中に契約を見込めない箇所があるため、その用地費、補償費の一部を福崎駅田原線の工事費に流用することといたしました。工事の予定についてはまず振古川にボックスカルバートを設置する工事を発注いたします。その設置に伴う作業ヤード、また、大型の工事車両の出入りがあるため、福崎駅前東駐車場を閉鎖いたします。閉鎖時期については令和8年3月末を予定しています。

このため、福崎駅前東駐車場を閉鎖することに伴い条例を改正するものです。

条例の改正内容については、資料1ページの新旧対照表でご説明させていただきます。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

まず、第2条の福崎町JR福崎駅前東駐車場ですが、閉鎖することにより削除をしています。また、あわせて、JR福崎駅前西駐車場の名称をJR福崎駅西駐車場に変更します。

第8条においては福崎駅前東駐車場は、駅前の商店等を利用することによる駅周辺での滞在、また、交流広場等の駅前でのイベント等において容易に駐車できることで滞在人口が増えることにより、福崎駅周辺の活性化を図るため、最初の2時間を無料としていますが、その福崎駅前東駐車場を閉鎖することにより最初の2時間無料の駐車場がなくなるため、福崎駅西駐車場を最初の2時間は無料とするものとしています。

この一部改正条例は、令和8年4月1日より施行します。

以上で議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第14 議案第73号 福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第15 議案第74号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議長 日程第14、議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第15、議案第74号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第74号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、この2議案をご説明申し上げます。

まず、議案第73号、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第73号資料1ページ左側をご覧ください。

条例制定の趣旨としまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、新たな制度として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対する支援を強化することを目的としています。

対象は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもで、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で保育所等を利用できる制度です。

本町において令和8年度から実施するにあたり、事業所等の設備や運営の基準について、国が定める基準を基に町が条例を定める必要があるため、本条例を制定するものです。

事業概要の主な内容として、利用対象者は、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子ども。利用時間は、月10時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で保育所等を利用。利用料は、国の標準額の1時間当たり300円程度を予定しています。

資料1ページ右側から2ページにかけて、条例の逐条説明を記載しています。

条例の内容につきましては、第1章では、この条例の趣旨、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するための最低基準、乳児等通園支援事業者の一般原則や非常災害、安全計画の策定に関すること、事業所の職員の一般的条件や、利用乳幼児に対して、平等な取扱い、また虐待等の禁止について、衛生管理等、乳児等通園事業者が定める内部規程や事業所に整備すべき帳簿につい

て規定するとともに、秘密保持、苦情への対応方法等を規定しています。

第2章では、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分すること、また、それぞれの区分について、その設備や職員の基準について規定しています。

第3章では、電磁的記録の使用について、規定しております。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

資料2 ページ右側中段にありますように、今後の主なスケジュールは、令和8年1月に事業所の認可申請受付・審査・認可、3月に事業所に対する確認基準条例の制定、平行して、利用の周知、利用申請、認定、4月からの事業開始を予定しています。

続きまして、議案第74号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてです。

議案第74号資料の1ページをご覧ください。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係する条例の一部改正を行うものです。

第1条の規定は、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第25条は虐待等の禁止に関する規定で、児童福祉法、以下、法といいます、この改正に伴う引用条項の整理並びに幼保連携型認定こども園及び幼稚園における職員の場合の虐待等の禁止について引用条項を加えています。

第2条の規定は、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第12条は虐待等の禁止に関する規定で、法の改正に伴う引用条項の整理です。

第17条は利用乳幼児及び職員の健康診断に関する規定で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、第2項の乳幼児の健康診査について、利用開始時の保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとなったため、条文を整理しています。

第23条、第29条、第31条、第44条及び第47条は職員に関する規定で、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴う改正です。

第3条の規定は、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第10条は職員に関する規定で、地域限定保育士制度の一般制度化に伴う改正です。

第12条は虐待等の禁止に関する規定で、法の改正に伴う引用条項の整理です。

この条例は、公布の日から施行します。

資料2 ページから5 ページは新旧対照表です。下線を引いている箇所が改正箇所になりますので、後ほどお目通しください。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。

2 議案ともご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 日程第16、議案第75号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

議案第75号についてご説明申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,040万円を追加し、補正後の予算総額を115億7,720万円とするものであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告による給料、諸手当等の増額、4月1日以降の職員の人事異動による各会計・目間における増減とフルタイム会計年度任用職員の採用減による減額、パートタイムの採用増による増額、こういったものを計上しております。

特別職3名を除き、会計年度任用職員、再任用職員を含む595名の一般会計予算に係る人件費補正額は、約6,500万円の増、特別会計・企業会計を含めた全体では約6,200万円の増額となっております。

一般会計職員の6,500万円増額の主な内訳ですが、一般職の給料が2,300万円の増、パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬が1,300万円の増、期末勤勉手当など諸手当が2,100万円の増、県共済負担金・社会保険料負担金など共済費が800万円の増などとなっております。議案第75号資料の1ページには全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書にて説明いたします。まず、歳出から説明いたします。

なお、説明につきましては、先ほどご説明いたしました職員等の人件費に係るものにつきましては割愛させていただきますので、ご了承ください。

それでは、事項別明細書の19、20ページをご覧ください。

1目、議会費のうち、3節、職員手当等の議員期末手当247万6,000円の減額は、新任議員6名の在職期間による6月支給分の減額が268万円、令和7年度人事院勧告による0.05月分の引上げで、12月支給分の増額が20万4,000円となっております。

次に、23、24ページをお開きください。

総務管理費の8目、情報管理費、特定個人情報提供等事務交付金（社会保障・税番号制度）412万9,000円の増額は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施するマイナンバー情報連携に係る自治体中間サーバ機器更新に伴う町負担分になります。これは、全額国費措置されるもので、財源は国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を10分の10充当しております。

次に、同じページの一番下、13目、諸費の税外還付金516万6,000円の増額は、障害者医療給付費負担金など前年度実績に基づく返還金、子ども・子育て支援交付金など実績に基づく返還金、出産・子育て応援交付金など実績に基づく返還金の合計を計上しております。

次のページをご覧ください。

2目、賦課徴収費の11節、役務費、人材派遣手数料44万円の増額は、令和8年2月から3月にかけての住民税申告・確定申告事務の負担軽減のため、受付、申告書作成等を行う人材1名の派遣費用を計上しております。

次に、31、32ページをご覧ください。

3目、国勢調査費の47万7,000円の増額につきましては、国勢調査事務

の実績見込みによる報酬や需用費の減額、時間外勤務手当の増額などを計上しています。財源は、県委託金の国勢調査事務委託金を充当しております。

次のページをご覧ください。

社会福祉費の1目、社会福祉総務費、27節、繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金303万2,000円の減額は、職員の異動等による人件費の減によるものです。

2目、障害福祉費の7節、報償費、手話通訳等謝金30万円の増額は、手話通訳派遣対象事業の増加によるものです。19節、扶助費の更生医療費給付・障害福祉サービス支援費給付の6,390万円の増額は実績見込みによる増額でございます。

4目、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金427万6,000円の増額は、人件費及び認定審査会共同設置負担金の増によるものです。

6目、後期高齢者医療費の335万8,000円の減額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金の共通経費負担金の精算による減と職員の異動による人件費の減による繰出金の減となっています。

次に、37、38ページをご覧ください。

児童福祉費の1目、児童福祉総務費、12節、委託料、子育て世帯訪問支援業務委託料93万円の増額は、対象世帯の増及び時間単価、訪問回数の増によるものです。財源は、国庫及び県補助金の子育て世帯訪問支援事業補助金を3分の1ずつで計62万円充当しております。

次に、41、42ページをご覧ください。

1目、災害救助費の5万9,000円の増額は、9月4日から5日にかけての台風15号による待機職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当となっております。

次に、47、48ページをご覧ください。

農業費の3目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金61万円の増及び環境保全型農業直接支払交付金53万円の増は、実績見込みによる増額で、それぞれの財源も見込みに応じて増額しております。

同じく補助金の3行目、耕作条件改善支援金40万8,000円の増額は、農地利用者が借り受ける農地の耕作条件改善に必要な経費を支援するもので、認定農業者1名が大門で実施する農地間のコンクリート畦畔除去に対して支援金を支給するものです。財源は、県補助金の農地有効活用総合対策事業補助金を10分の10の40万8,000円充当しています。

同じページが一番下、6目、農地費、18節、補助金の町単土地改良事業補助金150万円の増額は、新町の水路と山崎の相新水路の緊急工事が発生したものである増額補正です。

次のページをご覧ください。

1目、林業振興費の18節、補助金住民参画型森林整備事業補助金210万6,000円の増額は、庄自治会が実施する住民参画型森林整備に対する補助金です。内容については議案第75号資料2ページをご覧ください。場所は春日山の北側で、大径の枯れ木及び危険傾斜地の竹木の伐採や表示看板の設置、森林整備に必要な機械や消耗品の購入などを行います。財源は県補助金の住民参画型森林整備事業補助金を10分の10充当しております。

事項別明細書、次に55、56ページをご覧ください。

1目、道路橋梁総務費、12節、委託料370万円と17節、備品購入費190万円の合計560万円の増額は、町道板坂塩田線不法占用対策事業で、町道板

坂塩田線の土地明渡請求事件が結審したため、これに基づき町道及び福崎財産区上にある車両の撤去・処分、境界の復元、撤去後の車両進入防止のクッションドラムを購入するものです。12節、委託料のうち、弁護士委託料90万円は、判決の執行に伴い裁判所に納める予納金の相当額です。放置車両撤去・処分委託料210万円は、車両21台の撤去及び処分費用です。測量業務委託料70万円は、道路部と相手側との境界を再復元する費用です。17節、備品購入費の事業用備品購入費190万円は、放置車両撤去後に再び車両を置かれないためのクッションドラム50個を購入するものです。

この事業の位置図等につきましては、議案75号資料3ページにお示しをしております。

事項別明細書55、56ページに戻っていただきまして、55ページの財源のその他の313万円につきましては、被告側からの行政代執行弁済金が280万円、福崎財産区の代執行等に係る財産区の負担金が33万円となっております。

次のページをご覧ください。

1目、河川改修費の河川改修工事費100万円の増額は、西谷区内の西谷川浚渫工事について、地元要望により浚渫箇所を約50メートル分追加するものです。財源は、町債の緊急浚渫推進事業債を事業費の100%充当しています。

次に69、70ページをご覧ください。

一番下の7目、青少年野外活動センター費の14節、工事請負費、空調設備整備工事費49万円の増額は、野外活動センターの山小屋空調設備設置工事の実績による増額補正となっております。財源は、ふるさと応援基金繰入金を49万円増額しています。

次のページをご覧ください。

一番上の行になりますが、同じく7目、青少年野外活動センター費の17節、備品購入費、一般備品購入費17万2,000円の増額は、野外活動センターの受付等に使用しているパソコンに不具合があったため買換えを行ったものによるものです。

同じページの9目、辻川界限文化振興費の10節、需用費、施設修繕料40万円の増額は、柳田國男生家及び記念館の修繕箇所の増加によるものです。財源は、ふるさと応援基金繰入金を40万円充当しております。

次のページをご覧ください。

3目、町民グラウンド管理費、10節、需用費、施設修繕料270万円の増額は、9月9日に落雷があり、これが原因で故障しました分電盤・火災受信機・非常用放送設備等の修繕費用です。財源は落雷に対する保険金の損害賠償保険金受入金を270万円充当しております。

次に、77、78ページをご覧ください。

公債費の1目、元金、長期債元金360万円の減額及び2目、利子、長期債利子120万円の増額は、実績見込みによる増減と、町債借入先の利率の引上げにより利子が増加し、それに伴い元金が減少したものとなっております。

次に歳入ですが、歳出において説明させていただいたところは省略し、ご説明いたします。

事項別明細書、13、14ページに戻っていただきたいと思っております。

1目、繰越金、前年度繰越金の3,734万9,000円の増額は、12月補正での一般財源不足分を補うものとなっております。

次のページをご覧ください。

21款、諸収入、1目、雑入の2行目から7行目の過年度収入は、各事業の

国・県負担金等の実績による追加交付となっています。

次に議案表紙に戻っていただきまして、第2条、債務負担行為の補正について説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

債務負担行為の追加が2件となっております。1件目は、障がい福祉計画等策定業務委託事業で、令和9年度から令和11年度を計画期間とする福崎町第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定業務委託を行うもので、早期に事業着手する必要があり債務負担行為を行うものです。債務負担行為の期間は令和8年度、限度額は460万円としています。

2件目は、福崎町工業団地企業会館指定管理事業で、先ほど議案第66号で提案しております福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定に伴う協定書を締結するにあたり、その指定管理料について債務負担行為を行うもので、期間は令和8年度から令和12年度の5年間、限度額は1,040万円としています。

議案の第3条、地方債の補正については4ページをご覧ください。

歳出でご説明いたしました西谷川浚渫工事に対し、緊急浚渫推進事業債を100万円増額しております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上が、予算の補正に関する説明であります。また、事項別明細書の後ろには給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第75号、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第17 議案第76号 令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第77号 令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長 日程第17、議案第76号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第18、議案第77号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第76号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,123万6,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ17億4,223万6,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出、5、6ページをお願いします。

1目、一般管理費302万9,000円の減額は、人事院勧告や職員の人事異動に伴う補正によるものです。

7、8ページをお願いします。

1目、特定保健指導等事業費の3,000円の減額は、会計年度任用職員の地域手当の減額によるものです。

9、10ページをお願いします。

2目、保険給付費等交付金償還金1,410万2,000円の増額は、保険給付費の県への返還金です。

3目、特定健康診査等負担金償還金10万8,000円の増額は、国、県への特定健康診査負担金の返還金です。

4目、その他償還金5万8,000円の増額は、保険者努力支援交付金等の国への返還金です。

次に、前に戻って歳入の1、2ページをお願いします。

一般会計繰入金303万2,000円の減額は、歳出で説明しました職員人件費の減によるものです。

3、4ページをお願いします。

財政調整基金繰入金1,426万8,000円の増額は、歳出で説明しました国、県への過年度償還金に充当するものです。

11ページから13ページには、給与費明細書を添付しております。また、議案資料に、勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

続きまして、議案第77号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万6,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ3億6,418万6,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の歳出5、6ページをお願いします。

1目、一般管理費225万7,000円の減額は、人事院勧告や職員の人事異動に伴う補正によるものです。

7、8ページをお願いします。

1目、徴収費102万6,000円の増額は、システム標準化に伴う帳票変更による印刷費の増などです。

9、10ページをお願いします。

1目、後期高齢者医療広域連合納付金841万7,000円の増額は、令和6年度の出納整理期間中に徴収した保険料を広域連合に納付するものです。

次に、前に戻って歳入の1、2ページをお願いします。

一般会計繰入金123万1,000円の減額は、歳出で説明しました職員人件費等の減によるものです。

3、4ページをお願いします。

繰越金841万7,000円の増額は、令和6年度からの繰越金で、令和6年度の出納整理期間中に徴収した保険料です。

11ページから13ページには、給与費明細書を添付しております。

また、議案資料に、勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。以上で議案第77号の説明を終わります。

2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくをお願いします。

日程第19 議案第78号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第19、議案第78号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第78号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ546万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ18億9,506万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。

事項別明細書の歳出9、10ページをお開き願います。

1目、一般管理費285万9,000円の減額は、人事院勧告や職員の異動による人件費の補正、また、介護保険事業計画策定業務の入札減等による減額でございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。

1目、賦課徴収費106万5,000円の増額は、システム標準化に伴う帳票変更による印刷費の増などでございます。

次に、13、14ページをお開き願います。

1目、認定調査費436万4,000円の増額は、介護認定調査員の常勤職員の応募がなかったことにより、令和7年度は、パートタイム会計年度任用職員の調査員を2名採用したことによる増額と、神崎郡介護認定審査会の負担金の、当初予算に計上した後に、審査会より変更があった旨報告があったため今回補正をするもので、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、15、16ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費8万4,000円の減額は、実績見込みによるもので、2目、介護予防ケアマネジメント事業費758万2,000円の減額は、兵庫県より予算の配置について指摘があり、今回、主任ケアマネジャーの人件費を、1項の介護予防・生活支援サービス事業費から3項の包括的支援事業・任意事業費に移動するもので、減額でございます。

17、18ページをお開き願います。

1目、一般介護予防事業費15万1,000円の減額は、地域のふくろうの会に派遣する、歯科衛生士や健康運動指導士などの実績見込みによる減額でございます。

次に、19、20ページをお開き願います。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費827万4,000円の増額は、先ほど申しあげました予算科目の移動による増額と人事院勧告等による増額。7目、認知症総合支援事業費9万円の増額は、人事院勧告による給料、職員手当等の増額でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入の1、2ページをご覧ください。

2目、地域支援事業交付金（総合事業）99万4,000円の増額と、3目、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）47万円の減額、4目、介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金6万円の増額は、歳出でご説明をいたしました地域支援事業費の補正に伴う、国庫支出金の増減分でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

1目、地域支援事業支援交付金（総合事業）23万円の増額と、2目、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）23万円の減額は、同じく、地域支援事業費の補正に伴う、県支出金の増減分でございます。

5ページ、6ページをご覧ください。

1目、一般会計繰入金427万6,000円の増額は、職員の人事院勧告分による増額分や、事務費負担分の増、また、地域支援事業費補正による町負担分の繰入金の増減によるものでございます。

7ページ、8ページをご覧ください。

1目、介護保険財政調整基金繰入金60万円の増額は、今回の補正予算で1号被保険者が納付する介護保険料の部分の充当分でございます。

21ページから23ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

また、議案第78号資料に、勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第78号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第20 議案第79号 令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第80号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第81号 令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長 日程第20、議案第79号、令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてから、日程第22、議案第81号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼いたします。3企業会計の補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第79号、令和7年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の、支出を178万2,000円追加し、4億578万2,000円にしようとするものでございます。

また第3条では、予算第8条に定めた職員給与費を178万2,000円追加して、4,069万円とします。

それでは補正内容について、ご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第79号資料をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

営業費用において、原水及び浄水費で25万5,000円を増額、配水及び給水費で379万2,000円を増額、総係費では226万5,000円を減額し、合わせて178万2,000円を増額いたします。内容については、4月の人事異動及び8月の人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。

議案にお戻りください。

その他説明書として、水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、3ページ、4ページは給与費明細書を、5ページから7ページには予定貸借対照表

をお示ししております。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、人事院勧告などによる人件費の補正と、新たに見込む国庫補助金などについて、補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入を198万1,000円減額し、5,426万5,000円に、支出を93万1,000円追加し、5,053万1,000円にしようとするものです。

また、第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を3,580万円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額847万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1,532万7,000円、建設改良積立金1,200万円に改めるとともに、次のページ上段の表、資本的収入を2,180万円追加し、8,780万円といたします。

そして、第4条では、予算第9条に定めた職員給与費を93万1,000円追加して、1,053万2,000円といたします。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第80号資料をご覧ください。

1ページは、収益的収入及び支出の収入です。

営業外収益では、消費税還付金を198万1,000円減額いたします。これは、次に出てきます資本的収入で、国庫補助金の受入れを行ったため、特定収入に係る仮受消費税が発生し、還付額が減となることによるものでございます。

下段は支出です。

営業費用において、送水及び配水費を93万1,000円増額いたします。内容については、8月の人事院勧告による給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。

次の2ページは、資本的収入及び支出の収入です。

補助金で、新たに国庫補助金の交付が決定したため、2,180万円を追加いたします。

議案にお戻りください。

その他説明書として、工水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第81号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動や人事院勧告などによる人件費の補正、並びに修繕費の補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の、支出を316万5,000円追加し、9億8,820万2,000円にしようとするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を3億7,733万6,000円に改

め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,250万1,000円、過年度分損益勘定留保資金を1,319万8,000円、当年度分損益勘定留保資金を3億4,059万9,000円及び未処分利益剰余金を1,103万8,000円に改めるとともに、次のページ、上段の表、資本的支出を292万2,000円減額し、9億3,673万6,000円といたします。

次に、第4条では、予算第8条に定めた職員給与費を264万円減額し、5,731万3,000円に、第5条では、利益剰余金の処分量を1,103万8,000円に改めます。

それでは補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、下水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第81号資料をご覧ください。

この資料は、各、目や節ごとの補正予定額と、その右には、公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。

まず、1ページ上段は、収益的収入及び支出の支出です。

営業費用において、処理場費を202万8,000円増額、総係費を140万9,000円増額し、合わせて343万7,000円を増額いたします。内容については、処理場費の増額は、人事異動により人件費が減額となったものの、農業集落排水の処理場において制御装置などが故障し、その修繕に要する費用が増えたこと、総係費の増額は、人事院勧告により、給与、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費の人件費が増加したことによるものでございます。詳細は右の内訳欄のとおりとなっております。

また、これらの結果で、消費税の納付額が減少し、営業外費用で消費税を27万2,000円減額いたします。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出です。

建設改良費において、管路整備費を21万8,000円増額、雨水の管路整備費を314万円減額し、差引き292万2,000円を減額いたします。内容については、収益的支出と同様、人事異動及び人事院勧告による人件費の増加によるものです。詳細は右の内訳欄に記載をしております。

議案にお戻りください。

その他説明書としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書を、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。3議案とも、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

### 日程第23 議案第82号 工事請負契約について（第1グラウンド夜間照明設備改修工事）

議 長 日程第23、議案第82号、工事請負契約について（第1グラウンド夜間照明設備改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 失礼いたします。議案第82号、工事請負契約について（第1グラウンド夜間照明設備改修工事）について、ご説明いたします。

当議案は、令和7年11月25日に一般競争入札を執行した第1グラウンド夜間照明設備改修工事に係る工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96

条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いいたすものでございます。

契約の相手方は、西脇市西脇1033番地、銭屋電機株式会社、代表取締役、前川弘吉で、契約金額は6,479万円でございます。

工事概要について、ご説明いたします。

議案第82号説明資料の1ページをご覧ください。

工事箇所は、福崎町西田原845番地、町民第1グラウンドです。

工事の概要は、現在、設置されている夜間照明設備をLEDに更新するもので、水銀灯からLEDへの更新に伴い、照明柱の本数は8本で変わりませんが、照明器具の灯数が64灯から34灯となります。

また、水銀灯は生産が中止されておりますので、LEDに更新することで今後も安定した夜間照明設備の利用が可能となります。

工期は令和8年3月27日までとしております。

資料2ページには入札結果をお示ししておりますので、併せてご覧ください。

以上、議案第82号の提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第24 議案第83号 工事請負契約の変更について（（南大貫）宮の池改修工事）

議長 日程第24、議案第83号、工事請負契約の変更について（（南大貫）宮の池改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 失礼いたします。議案第83号、工事請負契約の変更について（（南大貫）宮の池改修工事）について、ご説明を申し上げます。

現在、施工しております、（南大貫）宮の池改修工事において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

変更の内容は、契約金額の変更で、変更前金額6,746万9,534円を673万5,366円増額し、変更後金額7,420万4,900円とするもので、事業量の増によるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明を申し上げます。

議案第83号説明資料をご覧ください。

資料の左側には宮の池の位置図をお示ししております。

右側には、変更箇所位置図といたしまして、主な変更内容2点をお示ししております。

1点目としましては、交通誘導員の追加70名となります。

当初計画では、地元区、警察協議により必要となった場合に交通誘導員を配置するとしておまして、協議の結果、土砂の搬入搬出やコンクリート打設時の生コン車など、工事用車両が頻繁に出入りするときには、町道東大貫溝口線の工事道路進入口に交通誘導員を1名、総計で70名を配置することとなったことによる追加でございます。請負金額にして約220万円の増額となっております。

2点目といたしましては、仮設工の水替工の追加でございます。

洪水吐や底樋管の設置工を施工する際に、一定以上の深掘りを行う訳でございますが、その際に湧水が発生しております。その湧水処理、排水を行うために、水替工を追加したことによるものとなっております。こちら、設計時に実施した調査（ボーリング調査）では、そこまで湧水の発生が確認できていなかったため、当初設計では計上しておりませんでした。実際に掘削いたしますと湧水が

発生、施工していくにはその処理が必要と判断したため、追加したものでございます。請負金額にして、約300万円の増額となっております。

そのほかでございますが、精査などによるものがございまして、追加項目といたしましては、土砂処分の追加、大型土のう、ガードレール撤去の追加などがございます。

そのほか、減額項目といたしましては、精査によります土量の減や、現地においての確認したことにより、土を固めるための固化材添加量の減などがございます。

これら精査の変更による請負金額としては、約150万円の増額となっております。

総額では約670万円、673万5,366円の増額となっております。

以上、議案第83号についての説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会2日目は12月9日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時44分